

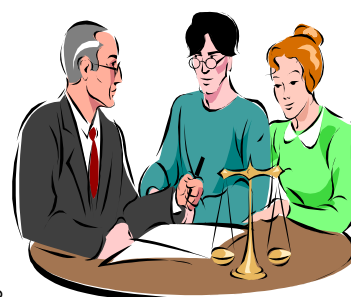
北区男女共同参画苦情解決委員会

を 設置しています

~~~~~

北区では、北区男女共同参画条例に基づく、「北区男女共同参画苦情解決委員会」を設置し、区民や区内事業者からの苦情の申出を受け付けています。この委員会は3名の委員で構成され、必要な調査等を行い、その方策について、区へ助言・勧告等を行い、問題解決にあたります。

~~~~~



男女の性別による差別や、不平等な扱いなど、あなたの身のまわりで、疑問に思う事がありましたら、まずはお電話を。



たとえばこんな事例がありました・・・

老人いきいの家の入浴時に、禁止されている女性の洗髪を可能にしてほしい。



設備面の制約がある中で様々な事情により制限されていましたが、委員会からの是正勧告を受け、女性の洗髪も可能となりました。(20年度事例)



スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）

TEL：3913-0161（問合せ時間 8:30～17:15）

北区王子 1-11-1（北とぴあ5階）

休館日：毎週月曜日、祝日（月曜日が祝日の場合は翌日も）



詳しくは裏面をご覧ください

北区男女共同参画苦情解決委員会

区では、北区男女共同参画条例 に基づく「北区男女共同参画苦情解決委員会」を設置し、区民や区内事業者から苦情の申出を受付けています。苦情解決委員会は3名の委員で構成されています。

【男女共同参画苦情解決とは・・・】

① どんなことを申し出ることができますか？

(1) 区が実施する男女共同参画に関する施策
(2) 男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策
(3) 性別による差別等男女共同参画の推進を阻害すると認められる事項が対象です。

② 誰でも申し出ることができますか？

区民、および区内事業者が申し出ることができます。

③ どこへ申し出をするのですか？

区民の皆さんからの苦情の申出を適切、かつ迅速に処理するための区長の附属機関として苦情解決委員会が設置されており、区長が委嘱した三人の委員がいます。

④ 申出はどのように処理されるのですか？

区は苦情の申出がなされたら、速やかに苦情解決委員会に諮問し、苦情解決委員会に諮問して、それを受けた苦情解決委員会は必要な調査を行い、必要な措置（是正勧告や助言等）を行います。

◆手続き方法

- 「苦情解決申出書」をスペースゆうへご提出ください。
- 申出書の用紙は、北区のホームページ、スペースゆうの窓口で入手できます。
- 申出時に、趣旨や内容を確認させていただくこともありますので、郵送やFAXでの受付は行なっていません。